

# 重 要 事 項 説 明 書

あなたに対する訪問看護の提供開始にあたり、厚生省令第37号(厚生労働省令第79号改正)第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要次号は次のとおりです。

## 1、事業の目的と運営方針

事業の目的	あさひ訪問看護ステーションの適正な運営を確保するために人員および運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師が、病気やけが等により居宅において継続して療養を受ける状態にあり、主治の医師が、治療の必要の程度につき指定訪問看護の必要を認めた利用者に対し適正な訪問看護を提供することを目的とする
運営方針	<p>1 ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指し支援する。</p> <p>2 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市長村、地区の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p> <p>3 看護師等は、自ら提供するサービスの質を評価して質向上を図るとともに、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、実施体制の整備に努めるものとする。</p>

## 2、事業者概要

事業者概要	法 人 名	株式会社リブイン
	事 業 所 名	あさひ訪問看護ステーション
	事 業 所 所 在 地	東京都練馬区田柄2丁目27-29 フレンドマンション田柄106号室
	事 業 所 電 話 番 号	03-5968-6211
	介 護 保 険 指 定 番 号	訪問看護(東京都指定 1362091272 )
	サービ	練馬区・板橋区・和光市

## 3、あさひ訪問看護ステーションの職員体制

職員体制		資格	常 勤		業務内容
			常 勤	非常勤	
管 理 者	看護師		女性1名	/	従業者の管理及び業務の管理等を行う
			男性-名		
事務職員			女性1名	女性-名	一般事務・訪問看護利用申込に関する事務を行う
			男性-名	男性-名	
従業者	看護師		女性3名	女性3名	訪問看護を行う(管理者含む)
		准看護師	女性-名	女性-名	
		理学療法士	男性1名	男性-名	
			女性-名	女性1名	リハビリテーションを行う

## 4、営業時間

営業時間	営業日	平日(月曜日～金曜日)9:00～17:00
	休日	土曜・日曜・国民の祝日・あさひ訪問看護ステーションで定めた日・年末年始

## 5、利用料

利用料金	サービス内容	御利用者 負担額(1割)
訪問看護 I-1	1回につき 20分未満	358円
訪問看護 I-2	1回につき 30分未満	537円
訪問看護 I-3	30分以上1時間未満	938円
訪問看護 I-4	1時間以上1時間30分まで	1,286円
訪問看護 I-5	1回につき 20分未満	335円
訪問看護 I-5	1回につき 40分未満	670円
訪問看護 I-5	1回につき 60分未満	906円
予防訪問看護 I-1	1回につき 20分未満	324円
予防訪問看護 I-2	1回につき 30分未満	648円
予防訪問看護 I-3	30分以上1時間未満	905円
予防訪問看護 I-4	1時間以上1時間30分まで	1,243円
予防訪問看護 I-5	1回につき 20分未満	324円
予防訪問看護 I-5	1回につき 40分未満	648円
予防訪問看護 I-5	1回につき 60分未満	486円
緊急時訪問看護加算 I	※1 1ヶ月につき1回算定	684円
特別管理加算 I (1ヶ月に1回)	※2	570円
特別管理加算 II (1ヶ月に1回)	※3	285円
複数名訪問看護加算 I (30分未満) 看護師の場合	※4	290円
複数名訪問看護加算 I (30分以上) 看護師の場合	※4	459円
初回加算 I	新規に訪問看護を退院日に提供した場合	399円
初回加算 II	新規に訪問看護を提供した場合	342円
長時間訪問看護加算	※5	342円
※ ターミナルケア加算	死亡月につき1回算出	2,850円
退院時共同指導加算	※6	684円

※1 計画外の緊急訪問及び利用者及び家族等からの電話により看護に関する意見を求める事ができます。

※ 夜間・早朝・深夜加算

一月のうち2回以降には夜間・早朝・深夜加算がつきます。

(夜間とは18時～22時、早朝とは6時～8時、深夜とは22時～6時の提供時間です)

(夜間・早朝 基本単位数に25%加算 深夜 基本単位数に50%加算)

※ 利用者負担額は、1回の訪問にかかる負担金額ですが、要介護度別居宅

介護サービス支給限度を超えてしまう場合、超過分は全額自己負担となる場合があります

※2 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である事。

※3 在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や新皮を超える褥瘡の状態である事。

※4 1回につき複数名の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算出。

※5 特別管理加算対象の方で、1時間30分以上の場合算出

※6 主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合。

## 6、キャンセル

利用者がサービスの利用をキャンセルする際には、速やかに次の連絡先までご連絡下さい。  
連絡先:03-5968-6211

利用者の都合でサービスをキャンセルする場合には、キャンセル料を申し受ける事がありますのでサービス利用の前々日までご連絡下さい。  
但し、利用者の容態の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合は、その限りではありません。

サービス利用日の前日まで 無料

サービス利用日の当日 利用者負担 5,000円

## 7、その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道・ガス・電気・電話等の費用は御利用者様の負担になります。

## 8、ご遺体のお世話料

一律20,000円の自己負担となります。

※ 自宅での看取りについて

希望する	希望しない
------	-------

## 9、交通費

練馬区・板橋区・和光市にお住まいの方は無料です。

## 10、暴力への対応

利用者とともにサービス提供者の人権を守る観点から、暴力等があった場合、サービスを中止する場合があります。また損害賠償が発生する場合があります。

## 11. 事故発生時の対応について

- (1)利用者に対する訪問看護サービスの提供により万一事故が発生した場合には、速やかに市町村・当該利用者のご家族・当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2)前項の事故の状況及び事故に際してとった処置については、記録を整備します。
- (3)利用者に対するサービスにより賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 12、感染について

インフルエンザ及びノロウイルス等の利用者の訪問について  
感染拡大防止上、状況によっては訪問を中止させて頂くことがあります。

13、サービス内容に関する苦情

(1) 相談・苦情窓口

当事業所お客様相談窓口	苦情相談責任者	榎 由美
	ご利用時間	9:00～17:00
	ご利用方法	電話(03-5968-6211)

(2) その他の苦情相談窓口

地域	部署	電話番号	
練馬区	介護保険課	03-3993-1111(7134)	
板橋区	介護保険苦情・相談室	03-5970-1202	
和光市	介護保険課認定審査係	048-464-1111	
国保連合会	介護相談窓口	03-6238-0177	
埼玉県国保連合会	介護相談窓口	048-824-2561	

【事業者】

当事業者は、利用者に対する居宅介護サービスの提供開始にあたり、ご利用者にサービス内容および重要事項を説明しました。

< 事業所名称 > あさひ訪問看護ステーション

< 事業所住所 > 東京都練馬区田柄2丁目27-29 フレンドマンション田柄106号室

< 管理者氏名 > 石井 さゆり 印

< 説明者氏名 > \_\_\_\_\_

【ご利用者】

私は、サービス内容及び重要事項について文書に基づいて、事業者から説明を受けました。

令和 年 月 日

(ご本人)

< 氏名 > \_\_\_\_\_ 印

(署名代行者)

< 氏名 > \_\_\_\_\_ 印

